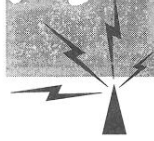


もめる条例化

携帯基地局

太宰府からの報告



< 3 >

昨年12月19日、太宰府で、さらに2人が賛成
府市議会で議員提案の「市携帯電話中継基地
局の設置等に関する紛

では「説明を求められ
た場合」しか対応しま
せん。
市長 携帯電話基地
局が電波法などを順守
して設置運営されてお
り、このこと自体に問
題はないと認識してい
ます。説明会は、電波
の安全性について住民

の市民の負託を受けて
市長として市政運営を
しているわけで、市民
の悩みを一緒に考えろ
と言いました。その気
持ちは今も変わりませ
ん。結論を出すのが選
挙後になったので、そ
う言われるのでしょ
うか。
市長 職員には市民
の市民の負託を受けて
市長として市政運営を
しているわけで、市民
の悩みを一緒に考えろ
と言いました。その気
持ちは今も変わりませ
ん。結論を出すのが選
挙後になったので、そ
う言われるのでしょ
うか。

市民に不可欠なもの

争防止条例」が10対7
で可決された。その直
後、井上保広市長は拒
否権を使い「再議」を
求めた。議会が条例案
を再可決するには3分
の2以上の賛成が必要

——なぜ「実施方針」
でいいのですか？

市長 現在では携帯
電話が高齢者や子供た
ちの安全確認、119
番、110番などの緊
急時の連絡手段、また
災害時の非常通報手段
としても各地でその威
力を発揮しており、住

拭と携帯基地局を整
備する必要性を総合
的に検討して「実施方
針」で対応するのが一
番ふさわしいという結
論になったのです。
——条例では事前に
事業計画書の提出を求
め説明会の開催を義務
づけられています。「方針」
反対者の追及の場にな

の理解を得るためのも
のと考えています。
太宰府東小周辺で
は、事業者が電磁波を
測定し勉強会を開催し
ましたが、住民の理解
は得られなかったよう
です。説明会の開催が
義務づけられ、そこが
反対者の追及の場にな

前に市に知らせ、それ
を自治会長や議員に伝
えることを明記すれば
いいのでは？
市長 それは問題な
いでしょう。検討して
いきたい。
——この問題で、昨
年4月の市長選後に市
長の対応が変わったと

市長 職員には市民
の市民の負託を受けて
市長として市政運営を
しているわけで、市民
の悩みを一緒に考えろ
と言いました。その気
持ちは今も変わりませ
ん。結論を出すのが選
挙後になったので、そ
う言われるのでしょ
うか。
市長 職員には驚きま
した。
市長 自身、多く
事実と判断したので

市長

「携帯電話を使用する多くの市民の通信の利益を
守る」と話。井上市長



「携帯電話を使用する多くの市民の通信の利益を
守る」と話。井上市長